

1. 適用範囲

PayB サービス（以下、「本サービス」といいます。）は、株式会社横浜銀行（以下、「当行」といいます。）が決済事務について業務提携しているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等（以下、「加盟企業」といいます。）の発行した払込票、請求書等（以下、「払込票等」といいます。）の商品の購入またはサービスの提供の対価、税金その他の原因に基づき支払う金銭（以下、「料金等」といいます。）について払込をする際に、当行所定の現金自動入出金機（以下、「自動機」といいます。）において、預金（普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）および貯蓄預金をいいます。以下同じです。）の払い戻しの機能をもつカード（以下、「カード」といいます。）を利用して、払込資金を当該カードの預金口座から引き落とし（総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合も含みます。）、または、払込資金として現金を投入し、料金等の払込みをおこなう取扱いをいい、この取扱いについては本規定が適用されます。当行は、お客さまのために、当該支払手段に係る手続をおこなうとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の清算をおこないます。

2. 利用方法

- (1) 料金等の払込みをおこなうときは、当行所定の自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機のコード読み取り機能を用いて、当該払込票等に印字された請求情報等を記録したバーコードまたは QR コード※を読み取りください。なお、本サービスの利用に係る氏名、支払先、請求金額等の情報が、本サービスに係る決済事務履行の目的でビリングシステム株式会社に提供されることに同意するものとします。
- (2) 前項の手続きにより、自動機の画面に表示される請求情報等を確認したうえで、料金等の払込みの依頼をおこなってください。現金によって料金等の払込みをおこなう場合は、前項の手続きにより、自動機の画面に表示される請求情報等を確認し、現金を自動機に投入したうえで、料金等の払込みの依頼をおこなってください。なお、加盟企業により、払込票に記載の金額の他に加算手数料が発生する場合があります。加算手数料は支払内容の確認画面に表示されます。手数料についての詳細は払込票に記載の加盟企業にお問い合わせください。
- (3) 本条第 1 項および本条第 2 項の取扱いに不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (4) 料金等の払込みにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を受領した時に成立するものとします。
- (5) 次の場合には、料金等の払込みをおこなうことはできません。
 - ① 停電、故障等により取り扱いできない場合
 - ② 依頼内容にもとづく払込資金等を満たす資金を当行が受領できない場合
 - ③ 1 日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ④ 1 回あたりの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ⑤ カードの口座が解約済みの場合
 - ⑥ お客さまからカードに関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをおこなった場合
 - ⑦ 差押等やむをえない事情があり当行が不相当と認めた場合
 - ⑧ ビリングシステム株式会社から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合

- ⑨ 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って自動機に入力した場合
 - ⑩ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ⑪ その他当行が必要と認めた場合
- (6) 当行またはビリングシステム株式会社が料金等の払込みの取扱いをおこなうことができないものとして定めた日または時間帯は、料金等の払込みの取扱いをおこなうことはできません。
- (7) 料金等の払込みにかかる契約が成立した後は、料金等の払込みの申込みを撤回することができません。
- (8) 自動機による料金等の払込み手続きが完了したときは、当行は依頼内容を記載した利用明細票（レシート）を発行いたします。なお、料金等の払込みにかかる領収証（領収証書）は発行いたしません。ビリングシステム株式会社の納付情報または請求情報の内容、ビリングシステム株式会社での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、ビリングシステム株式会社または加盟企業に直接お問い合わせください。
- (9) ビリングシステム株式会社からの連絡により、料金等の払込みが取り消されることがあります。
- (10) 本サービスを受け付けるときにおいて、当行や他の金融機関およびコンビニエンスストア等にて既に料金等が払込み済みかどうかは確認をおこないません。必要以上に代金等を払い込んだ場合、その後の対応については、請求書・納付書の券面に記載の加盟企業に直接お問い合わせください。
- (11) 当行は当該取引について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合には、本サービスの依頼にあたって入力された電話番号または払込資金を振り替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号等を連絡先とします。なお、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 加盟企業との取引

- (1) お客さまが本サービスを通しておこなう加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。
- (2) 当行は、当該取引について当行が直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任を負いません。したがって、取引に際し万一トラブルが生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくことになります。

4. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、横浜銀行CDカード規定、横浜バンクカード会員規定等により取り扱います。

5. 本規定の変更

当行は、本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できることとし、事前または変更後速やかに当行ウェブサイトに掲載します。当行は、本規定の変更日以降は変更後の内容にしたがって取り扱います。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。